

けんりようご 権利擁護の そうだんコーナー

今月のそうだん

認知症の母親が、家族が知らない間にお金を貸していました

Q

私の母親は80歳代なのですが、軽い認知症の症状が出ていますが、1人で暮らしています。先日、母親宅を尋ねたところ、詳しいことは分からないのですが、母親の知人に100万円を貸したとの話をしていました。実際に通帳からも先日100万円が出金されていました。

そこで、その知人に100万円を返すように求めたところ、「借りていない」と言い張って、返してくれません。母親に話を聞いても、認知症の影響か、はっきりしたことも覚えていません。その知人から、100万円を取り返すことはできないのでしょうか。

A

相談者の母親が、その知人に対して100万円の支払請求をすることができるかどうかは、母親が知人に100万円を貸し付けた事実が認められるかどうかによることになります。その事実を裏付けるものとしては、一般的には契約書や借用書等があります。仮に、その知人が借り入れたとの事実を認めず、それらの証拠がない場合、母親自身の記憶が曖昧で、貸し付けた時の状況等について具体的な供述をすることができないような場合には、その他の状況にもよりますが、その知人に100万円を貸し付けたという事実が認められず、その知人に支払を求めることもできないという結論になる可能性が高いと考えられます。

認知症等により自らの財産管理を適切に行えないという方のために、民法は「成年後見制度」を設けています。成年後見の制度を利用すれば、ご本人が、後見人の関与なく金銭の貸付等の法律行為を行った場合、後見人は、後日、ご本人の行った行為を取り消すことができるようになります。しかしながら、後見人がご本人の行為を取り消すことができるためには、あらかじめ家庭裁判所からの後見開始の審判をもらっていないとなりません。後見開始の審判がない場合には、成年後見制度に基づく取消を行うことはできません。

したがって、ご高齢の方の財産管理等に不安があるという場合には、家庭裁判所等にご相談頂き、早めに成年後見制度を利用されることをお勧めします。

【山田・立花法律事務所(姫路市) 弁護士 立花 隆介】

兵庫県知事表彰を受賞

第59回兵庫県社会福祉大会

11月5日、赤穂市文化会館ハーモニーホールにおいて、「第59回兵庫県社会福祉大会」が開催されました。



田路理事

功労者表彰では、社会福祉協議会の役員、職員として永年にわたり勤続し、社協活動の充実発展に顕著な功績をあげた方として、本会理事の田路壽子氏(一宮町三方町)と職員2名が兵庫県知事表彰を受賞しました。

◎結婚相談

宍粟防災センター
11月18日(木)
12月2日、16日(木)
午後1時30分～4時

※予約制となっています。
(山崎支部 62-15530)
◎心配ごと相談
(法律専門相談)
宍粟防災センター
11月19日、26日(金)
12月3日、10日、17日(金)
午後1時30分～4時

◎介護・福祉相談

毎週月～金曜日
午前8時30分～
午後5時30分

常時、社協各支部の窓口で、介護に関する相談や苦情、福祉サービス等の相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

※秘密は厳守します。相談はいつでも無料です。市内にお住まいの方が対象です。

総合相談所のお知らせ

暮らしの相談・お困りごととは社協へ！